

第8章 水防費用と公用負担

1 費用負担

水防管理団体がその管轄区域の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担の額及び方法は、応援を求めた水防管理団体との協議によって定める。

又、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町以外の市町が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定める。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため必要のあるときは次の権限を行使することができる。

イ 必要な土地の一時使用

ロ 土石、竹木、その他の資材の使用

ハ 土地、土石、竹木、その他の資材の収用

ニ 車輛その他の運搬具又は器具の使用

ホ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

第八章
水防費用と
公用負担

公 用 負 担 権 限 証 明 書

水防団 部長 何 某

上記の者に の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任
したことを証明します。

年 月 日

市(町)長

何

某 印

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその一通を目的物所有者、管理者又はこれに準すべき者に手渡さなければならない。

(第	号)					
		公	用	負	担	証
目	的	物	種	類		
負	担	内	容	使用、収用、処分等		
	年	月	日			
				市（町）長	何	某 印
				事務取扱者	何	某 印
				殿		

3 損 失 補 償

上記の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価により損失を補償するものとする。